

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則(造林課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

- 一 複数の狩猟免許に係る狩猟免許申請及び狩猟免許更新申請を一の申請で行うことができることとした。(様式第一号、様式第三号関係)
- 二 狩猟免許亡失届、狩猟者登録証等亡失届及び従事者証亡失届並びに狩猟免許等再交付請求書及び従事者証再交付請求書の様式を狩猟免許等亡失届・狩猟免許等再交付請求書として統一することとした。(第四条の二、様式第五号関係)

- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則
鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和五十四年七月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「住所変更等」を「住所等変更」に改め、同条中「届出は、様式第四号又は様式第五号」を「届出(狩猟免許を受けた者の住所又は氏名の変更の届出に限る。)」は、様式第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(狩猟免許を受けた者の狩猟免許の喪失等の届出等)

第四条の二 法第八条ノ二第一項の規定による届出(狩猟免許を受けた者の狩猟免許の喪失又は盗取の届出に限る。)若しくは省令第三十二条第

一項若しくは第二項の規定による届出又は省令第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定による請求は、様式第五号による届出書・請求書を提出してしなければならない。

第十五条及び第十六条を削り、第十七条中「様式第二十号」を「様式第十六号」に改め、同条を第十五条とし、第十八条を第十六条とする。

様式第一号中

※整理番号	※狩猟免許番号		※試験の結果	※適性	運動能力	知識	技能
	視力	聴力					

狩 猟 免 許 申 請 書

整理番号

狩 猟 免 許 申 請 書

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を行った知事名、免許年月日及び免許番号

他の免許	都道府県知事名	免許年月日	免許番号

(3) 同一登録年度において他の狩猟免許を受けようとする場合又は他の狩猟免許の更新を受けようとする場合は、その狩猟免許の種類

他の免許	他の免許の更新

を

に

を

免許の 種 別	免許番号	試験の結果	適 性 検 査			知 識	技 能
			視 力	聴 力	運動能力		
甲 種							
乙 種							
丙 種							

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種別、狩猟免許を行った知事名、免許年月日及び免許番号

他 の 免 許	都 道 府 県 知 事 名	免 許 年 月 日	免 許 番 号

の備考中1を配り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を2の「※印欄」や「太枠欄」に記入し、同様式の備考中6を4とす。

※狩猟免許番号	※講習の受講		
	視 力	聴 力	運動能力

※整理番号

※整理番号

狩 猟 免 許 更 新 申 請 書

シ

シ「④」を「③」にし、「⑤」を「④」に改め、同様式

(2) 現に受けている同種の狩猟免許			
免許を行つた都道府県知事名	免許年月日	免許番号	
(3) 同一登録年度において他の狩猟免許を受けようとする場合又は他の狩猟免許の更新を受けようとする場合は、その狩猟免許の種類別			
他の免許		他の免許の更新	

を

免許の種類別	免許番号	講習会	適性検査の結果		
			視力	聴力	運動能力
甲種					
乙種					
丙種					
(2) 更新しようとする狩猟免許					
免許の種類別	免許を交付した都道府県知事名	免許番号	免許年月日		
甲種					
乙種					
丙種					
(3) 同一登録年度において他の狩猟免許申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類別					
免許の種類別					

を改め、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2

とし、4を3とし、同様式の備考5中「※甲種」を「太枠種」に改め、同様式の備考中5を4とする。様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第4条の2関係)

狩猟免許等亡失届
狩猟免許等再交付請求書

職 氏 名 殿

収入証紙はり付け欄
(消印をしないこと。)

(狩猟免許等亡失届)

次のとおり、狩猟免許等を亡失しましたので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(第8条ノ2第1項・施行規則第32条第1項・施行規則第32条第2項)の規定により届け出ます。

(狩猟免許等再交付請求)

次のとおり、狩猟免許等の再交付を受けたいので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第33条(第1項・第2項・第3項)の規定により請求します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

届 出 者 住 所

(申請者) ふりがな
氏 名

㊤

電話番号 (局 番)

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲許可証	<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養許可証	<input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 従事者証
免許等の番号			
交付年月日			
亡失年月日			
亡失又は再交付の理由			

備考 不要な文字は、抹消し、及び該当項目の□欄にレ印を付すこと。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】